

四半期報告書

(第57期第3四半期)

自 平成20年10月1日
至 平成20年12月31日

株式会社オーハシテクニカ

東京都新宿区西新宿二丁目3番1号

目 次

頁

表 紙

第一部 企業情報	1
第1 企業の概況	1
1 主要な経営指標等の推移	1
2 事業の内容	2
3 関係会社の状況	2
4 従業員の状況	2
第2 事業の状況	3
1 生産、受注及び販売の状況	3
2 経営上の重要な契約等	4
3 財政状態及び経営成績の分析	4
第3 設備の状況	7
第4 提出会社の状況	8
1 株式等の状況	8
(1) 株式の総数等	8
(2) 新株予約権等の状況	8
(3) ライツプランの内容	19
(4) 発行済株式総数、資本金等の推移	19
(5) 大株主の状況	19
(6) 議決権の状況	20
2 株価の推移	20
3 役員の状況	21
第5 経理の状況	22
1 四半期連結財務諸表	23
(1) 四半期連結貸借対照表	23
(2) 四半期連結損益計算書	25
(3) 四半期連結キャッシュ・フロー計算書	27
2 その他	35
第二部 提出会社の保証会社等の情報	36

[四半期レビュー報告書]

【表紙】

【提出書類】	四半期報告書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条の4の7第1項
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成21年2月13日
【四半期会計期間】	第57期第3四半期（自平成20年10月1日至平成20年12月31日）
【会社名】	株式会社オーハシテクニカ
【英訳名】	OHASHI TECHNICA INC.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 前川 富義
【本店の所在の場所】	東京都新宿区西新宿二丁目3番1号
【電話番号】	03（5321）3415
【事務連絡者氏名】	経理部長 穂満 敏朗
【最寄りの連絡場所】	東京都新宿区西新宿二丁目3番1号
【電話番号】	03（5321）3415
【事務連絡者氏名】	経理部長 穂満 敏朗
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 （東京都中央区日本橋兜町2番1号）

第一部【企業情報】

第1【企業の概況】

1【主要な経営指標等の推移】

回次	第57期 当第3四半期 連結累計期間	第57期 当第3四半期 連結会計期間	第56期
会計期間	自平成20年 4月1日 至平成20年 12月31日	自平成20年 10月1日 至平成20年 12月31日	自平成19年 4月1日 至平成20年 3月31日
売上高 (千円)	29,766,579	8,906,359	42,928,853
経常利益 (千円)	1,603,987	262,692	3,218,544
四半期(当期)純利益 (千円)	780,509	109,851	1,813,990
純資産額 (千円)	—	14,895,374	17,869,789
総資産額 (千円)	—	26,420,906	31,356,802
1株当たり純資産額 (円)	—	942.26	936.12
1株当たり四半期(当期)純利益 金額 (円)	44.05	6.95	96.07
潜在株式調整後1株当たり四半期 (当期)純利益金額 (円)	—	—	95.98
自己資本比率 (%)	—	55.7	56.4
営業活動による キャッシュ・フロー (千円)	△669,569	—	3,723,866
投資活動による キャッシュ・フロー (千円)	△844,193	—	△2,249,808
財務活動による キャッシュ・フロー (千円)	△2,728,681	—	△438,211
現金及び現金同等物の四半期末 (期末)残高 (千円)	—	3,255,524	7,675,922
従業員数 (人)	—	1,022	1,025

(注) 1. 当社は四半期連結財務諸表を作成しておりますので、提出会社の主要な経営指標等の推移については記載しておりません。

2. 売上高には、消費税等は含んでおりません。

3. 第57期第3四半期連結累計期間及び第57期第3四半期連結会計期間の潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額については、希薄化効果を有している潜在株式が存在しないため記載しておりません。

2 【事業の内容】

当第3四半期連結会計期間において、当社グループ（当社及び当社の関係会社）が営む事業の内容について、重要な変更はありません。また、主要な関係会社における異動もありません。

3 【関係会社の状況】

当第3四半期連結会計期間において、重要な関係会社の異動はありません。

4 【従業員の状況】

（1）連結会社の状況

平成20年12月31日現在

従業員数（人）	1,022 (123)
---------	-------------

- （注） 1. 従業員数は就業人員数（派遣出向者、嘱託、常用パートは除き、受入出向者を含む。）であり、臨時雇用者数（派遣社員、嘱託、パート）は（ ）内に当第3四半期連結会計期間の平均人員を外数で記載しております。
2. 臨時雇用者の平均人員数が当第3四半期連結会計期間において、23人減少しておりますが、その主な理由は、自動車関連部品事業の組織体制の見直しを行ったことによる減少であります。

（2）提出会社の状況

平成20年12月31日現在

従業員数（人）	225
---------	-----

- （注） 従業員数は就業人員数（派遣出向者、嘱託、常用パートは除き、受入出向者を含む。）であります。
- なお、臨時雇用者数（派遣社員、嘱託、パート）が従業員数の100分の10未満のため、平均臨時雇用者数の記載を省略しております。

第2【事業の状況】

1【生産、受注及び販売の状況】

(1) 生産及び仕入実績

a. 生産実績

当第3四半期連結会計期間の生産実績を事業の種類別セグメントごとに示すと、次のとおりであります。

事業の種類別セグメントの名称	当第3四半期連結会計期間 (自 平成20年10月1日 至 平成20年12月31日)
自動車関連部品事業 (千円)	1,159,779
情報・通信関連部品事業 (千円)	175,245
その他関連部品事業 (千円)	23,807
合計 (千円)	1,358,832

(注) 1. 金額は実際原価によっております。

2. 上記の金額には、消費税等は含まれておりません。

b. 仕入実績

当第3四半期連結会計期間の仕入実績を事業の種類別セグメントごとに示すと、次のとおりであります。

事業の種類別セグメントの名称	当第3四半期連結会計期間 (自 平成20年10月1日 至 平成20年12月31日)
自動車関連部品事業 (千円)	4,445,384
情報・通信関連部品事業 (千円)	192,343
その他関連部品事業 (千円)	292,052
合計 (千円)	4,929,779

(注) 1. 金額は仕入価格によっております。

2. 上記の金額には、消費税等は含まれておりません。

(2) 受注状況

当社グループは見込み生産を行っているため、該当事項はありません。

(3) 販売実績

当第3四半期連結会計期間の販売実績を事業の種類別セグメントごとに示すと、次のとおりであります。

事業の種類別セグメントの名称	当第3四半期連結会計期間 (自 平成20年10月1日 至 平成20年12月31日)
自動車関連部品事業 (千円)	8,318,559
情報・通信関連部品事業 (千円)	308,367
その他関連部品事業 (千円)	279,432
合計 (千円)	8,906,359

(注) 上記の金額には、消費税等は含まれておりません。

2 【経営上の重要な契約等】

当第3四半期連結会計期間において、経営上の重要な契約等の決定または締結等はありません。

3 【財政状態及び経営成績の分析】

(1) 業績の状況

当第3四半期連結会計期間におけるわが国経済は、米国発の金融不安が世界の実体経済に波及し急速に景気の失速感が強まる中で、企業収益や個人消費の落込み等、景気悪化が一段と進行いたしました。

主要取引先である自動車業界におきましても、輸出の鈍化や個人の消費意欲の落込みを背景として自動車生産・販売計画の縮小や在庫調整が急速に進む中、経営を取巻く環境はかつてない厳しいまま推移しております。

このような状況下、当社グループは総力を結集して各種施策に取り組み、業績の拡大と経営基盤の強化に努めてまいりました。

この結果、当第3四半期連結会計期間の売上高は89億6百万円、営業利益2億2千2百万円、経常利益2億6千2百万円、四半期純利益1億9百万円となりました。

事業の種類別セグメントの業績は次のとおりであります。

①自動車関連部品事業

当第3四半期連結会計期間における国内外の売上高は、自動車生産・販売の急激な落込みなどの影響が出始めたことなどから83億1千8百万円、営業利益は5億5百万円となりました。

②情報・通信関連部品事業

主力商品であります携帯電話機用ヒンジの売上げが伸び悩んだことから、売上高は3億8百万円、1千5百万円の営業損失となりました。

③その他関連部品事業

売上高は2億7千9百万円、営業利益は3千9百万円となりました。

(2) 財政状態の分析

当第3四半期連結会計期間末における資産の残高は、現金及び預金、受取手形及び売掛金等の流動資産の減少等により、前連結会計年度末比49億3千5百万円減少し264億2千万円となりました。

負債の残高は、支払手形及び買掛金、未払法人税等及び役員退職慰労引当金の減少に伴い、前連結会計年度末比19億6千1百万円減少し115億2千5百万円となりました。

純資産の残高は、自己株式が増加、評価・換算差額等が減少した結果、148億9千5百万円となりました。

(3) キャッシュ・フローの状況

当第3四半期連結会計期間末における現金及び現金同等物（以下「資金」という。）は、第2四半期連結会計期間末に比べ41億1千万円減少し、32億5千5百万円となりました。

当第3四半期連結会計期間における各キャッシュ・フローの状況とそれらの要因は次のとおりであります。

（営業活動によるキャッシュ・フロー）

営業活動の結果、15億2千万円の資金の減少となりました。

これは主に、税金等調整前四半期純利益が1億8千9百万円、売上債権は10億7千6百万円減少となりましたが、たな卸資産が14億5千9百万円増加、仕入債務が8億2千8百万円減少及び法人税等の支払が4億1百万円あったことなどによるものであります。

（投資活動によるキャッシュ・フロー）

投資活動の結果、使用した資金は3億2千万円となりました。

これは主に、固定資産の取得3億3千2百万円によるものです。

（財務活動によるキャッシュ・フロー）

財務活動の結果、使用した資金は22億4百万円となりました。

これは主に、自己株式取得による支出が20億1千3百万円、配当金の支払が1億8千5百万円あったことなどによるものであります。

(4) 事業上及び財務上の対処すべき課題

当第3四半期連結会計期間において、当社グループが対処すべき課題について、重要な変更はありません。

なお、当社は財務及び事業の方針の決定を支配する者のあり方に関する基本方針を定めており、その内容等(会社法施行規則第127条各号に掲げる事項)は次のとおりであります。

① 基本方針の内容

当社取締役会は、当社株式に対する大規模買付行為が行われようとする場合に、これを受け入れるかどうかは、最終的には当社株式を保有する株主の皆様への判断に委ねられるべきと考えます。

また、大規模買付行為が行われようとする場合に、当社株主の皆様が適切な判断を行うためには、当社取締役会を通じて十分な情報が提供される必要があると考えます。

従いまして、当社取締役会では、株主の皆様が必要な情報と相当な検討期間に基づいた適切な判断を行うことができるよう、関係法令、東京証券取引所並びに法務省の定めた各種規則等に則り、事前の大規模買付行為に関する一定のルールを導入することにいたしました。

当社取締役会が設定する大規模買付ルールとは、事前に大規模買付者が当社取締役会に対して必要かつ十分な情報を提供し、当社取締役会が評価、検討を行い、当該大規模買付行為に対する当社取締役会の意見の開示がなされた後に、大規模買付行為を開始するというものです。

② 財産の有効な活用、適切な企業集団の形成その他の基本方針の実現に資する特別な取組み

当社の事業経営の特徴と強みとは、国内ではファブレス+ファクトリー機能という事業の利点を最大限に活用し、市場の変化を予測し様々な技術領域を超えたイノベーションを開発提案すること、海外ではグローバル体制の中で日本発の開発品等の製造販売を行うことで、お客様への部品供給に貢献しております。

そしてこうした事業展開を行うための、独自の社員研修制度を設け、人材の開発を強力に推進してまいりました。加えて、創業以来、顧客や仕入先等ステークホルダーとの信頼関係を、現在の経営トップ以下全役職員が不断の努力により維持発展させていくことが、当社グループの企業価値を生み出しているものであります。

③ 基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組み

a. 大規模買付ルールが遵守された場合の対応

大規模買付者が大規模買付ルールを遵守した場合、当社取締役会は、仮に当該大規模買付行為に反対であったとしても、原則としてそれへの対抗措置はとりません。大規模買付者の買い付け行為に応じるか否かは当社株主の皆様において、当該買付提案をご考慮のうえ、ご判断いただくこととなります。

しかしながら、当社取締役会は特別委員会の助言を受け、次のような代替案を提案して株主の皆様を説得することもあります。

(イ) 当社の経営に必要な幅広いノウハウと経験、国内外の顧客及び取引先等のステークホルダーとの間に築かれた関係等への理解

(ロ) 当社株式の取得価額の妥当性

(ハ) 大規模買付行為が当社に与える影響

(ニ) 当社の従業員、関係会社、取引先及び顧客のステークホルダーとの関係についての方針を含む、大規模買付者が考える当社の経営に参画したときの経営方針や事業計画の内容

b. 大規模買付ルールが遵守されなかった場合

大規模買付者すなわち当社の株券等を20%以上保有するものが出現した場合または出現する可能性がある公開買付が開始された場合で大規模買付ルールを遵守しない場合、当社取締役会は当社及び当社株主共同の利益を守ることを目的として、会社法その他の法律及び当社定款により認められている対抗措置をとり、大規模買付行為に対抗する場合があります。具体的にいかなる手段を講じるかについては、その時点で最も適切と当社取締役会が判断したものを選択することとします。

④ 以上の取組みの、次に掲げる要件への該当性に関する当社の取締役会の判断及びその判断に係る理由

a. 当該取組みが基本方針に沿うものであること

大規模買付ルールを適正に運用し、取締役会に恣意的な判断がなされることを防止するために、社外監査役ならびに社外有識者で構成される特別委員会を設置いたします。

取締役会評価期間中、当社取締役会は同委員会の助言、意見または勧告を最大限に尊重し、提供された大規模買付情報を評価・検討し、当社取締役会としての意見をとりまとめ、公表いたします。

b. 当該取組みが当社の株主の共同の利益を損なうものではないこと

大規模買付ルールを設定する狙いは、当社株主の皆様が大規模買付行為に応じるか否かを判断するために必要な情報や、当社の経営を担う取締役会の意見を提供することにあります。

あくまでも当社の株主及び投資者の皆様が適切な判断をなす前提となるものであり、当社株主及び投資者の皆様利益に資するものであります。

c. 当該取組みが当社の役員の地位の維持を目的とするものではないこと

大規模買付行為が開始され、かつ大規模買付ルールが遵守されない場合には、対抗措置を発動することがありますが、この場合においても当社株主の皆様が法的権利または経済的側面において格別の損失を被るような事態が生じることは想定しておりません。当社取締役会はこうした具体的な措置を採ることを決定、変更もしくは停止した場合には、法令及び証券取引所規則に従って適時開示を行います。

また、本方針は平成18年5月18日に開催された当社取締役会の決議をもって同日より発効し、その有効期限は平成21年6月に開催される第57期定時株主総会の日までとなっております。また同日の定時株主総会終了後に開催される取締役会において、本対応方針を継続することを決定した場合には、かかる有効期限はさらに1年間延長されるものとし、以降も同様とします。

また、かかる方針を継続することを決定した場合におきましても、企業価値・株主共同の利益の確保の観点から、関係法令等を踏まえ、随時見直していく所存であり、その場合にはその内容を速やかにお知らせいたします。

(5) 研究開発活動

当第3四半期連結会計期間におけるグループ全体の研究開発活動の金額は2千万円であります。

なお、当第3四半期連結会計期間において、当社グループの研究開発活動の状況に重要な変更はありません。

第3【設備の状況】

(1) 主要な設備の状況

当第3四半期連結会計期間において、主要な設備に重要な異動はありません。

(2) 設備の新設、除却等の計画

当第3四半期連結会計期間において、第2四半期連結会計期間末において計画中であった重要な設備の新設について、重要な変更はありません。また、新たに確定した重要な設備の新設、拡充、改修、除却、売却等の計画はありません。

なお、当第3四半期連結会計期間において、第2四半期連結会計期間末において計画中であった重要な設備の新設について、完了したものは次のとおりであります。

新設

- ①OHASHI TECHNICA U. S. A. MANUFACTURING INC. (在外子会社)において、第2四半期連結会計期間末に計画しておりましたパーツフォーマー等の導入については、平成20年8月に完了しております。
- ②大橋精密件製造(広州)有限公司(在外子会社)において、第2四半期連結会計期間末に計画しておりました本社、工場の用地取得及び社屋の建設、機械設備購入については、平成20年9月に完了しております。

第4【提出会社の状況】

1【株式等の状況】

(1)【株式の総数等】

①【株式の総数】

種類	発行可能株式総数（株）
普通株式	64,000,000
計	64,000,000

②【発行済株式】

種類	第3四半期会計期間末現在発行数（株） （平成20年12月31日）	提出日現在発行数（株） （平成21年2月13日）	上場金融商品取引所名又は登録認可金融商品取引業協会名	内容
普通株式	18,390,040	18,390,040	東京証券取引所 市場第一部	単元株式数100株
計	18,390,040	18,390,040	—	—

(2)【新株予約権等の状況】

会社法に基づき発行した新株予約権は、次のとおりであります。

①平成20年10月1日取締役会決議 第1回新株予約権

	第3四半期会計期間末現在 （平成20年12月31日）
新株予約権の数（個）	5
新株予約権のうち自己新株予約権の数（個）	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式 単元株式数100株
新株予約権の目的となる株式の数（株）（注）1～4	44,101
新株予約権の行使時の払込金額（円）（注）2～4	907
新株予約権の行使期間（注）5	自 平成20年10月20日 至 平成23年10月17日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額（円）（注）6	発行価格 907 資本組入額 454
新株予約権の行使の条件（注）13	本新株予約権の一部行使はできないものとする。
新株予約権の譲渡に関する事項（注）17	本新株予約権の譲渡による取得については、当社取締役会の決議による当社の承認を要するものとする。
代用払込みに関する事項	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	—

②平成20年10月1日取締役会決議 第2回新株予約権

	第3四半期会計期間末現在 (平成20年12月31日)
新株予約権の数(個)	5
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式 単元株式数100株
新株予約権の目的となる株式の数(株)(注)1～4	44,101
新株予約権の行使時の払込金額(円)(注)2～4	907
新株予約権の行使期間(注)5	自平成20年10月20日 至平成23年10月17日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)(注)6	発行価格 907 資本組入額 454
新株予約権の行使の条件(注)13	本新株予約権の一部行使はできないものとする。
新株予約権の譲渡に関する事項(注)17	本新株予約権の譲渡による取得については、当社取締役会の決議による当社の承認を要するものとする。
代用払込みに関する事項	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	—

③平成20年10月1日取締役会決議 第3回新株予約権

	第3四半期会計期間末現在 (平成20年12月31日)
新株予約権の数(個)	5
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式 単元株式数100株
新株予約権の目的となる株式の数(株)(注)1～4	44,101
新株予約権の行使時の払込金額(円)(注)2～4	907
新株予約権の行使期間(注)5	自平成20年10月20日 至平成23年10月17日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)(注)6	発行価格 907 資本組入額 454
新株予約権の行使の条件(注)13	本新株予約権の一部行使はできないものとする。
新株予約権の譲渡に関する事項(注)17	本新株予約権の譲渡による取得については、当社取締役会の決議による当社の承認を要するものとする。
代用払込みに関する事項	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	—

④平成20年10月1日取締役会決議 第4回新株予約権

	第3四半期会計期間末現在 (平成20年12月31日)
新株予約権の数(個)	5
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式 単元株式数100株
新株予約権の目的となる株式の数(株)(注)1～4	44,101
新株予約権の行使時の払込金額(円)(注)2～4	907
新株予約権の行使期間(注)5	自平成20年10月20日 至平成23年10月17日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)(注)6	発行価格 907 資本組入額 454
新株予約権の行使の条件(注)13	本新株予約権の一部行使はできないものとする。
新株予約権の譲渡に関する事項(注)17	本新株予約権の譲渡による取得については、当社取締役会の決議による当社の承認を要するものとする。
代用払込みに関する事項	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	—

⑤平成20年10月1日取締役会決議 第5回新株予約権

	第3四半期会計期間末現在 (平成20年12月31日)
新株予約権の数(個)	5
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式 単元株式数100株
新株予約権の目的となる株式の数(株)(注)1～4	44,101
新株予約権の行使時の払込金額(円)(注)2～4	907
新株予約権の行使期間(注)5	自平成20年10月20日 至平成23年10月17日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)(注)6	発行価格 907 資本組入額 454
新株予約権の行使の条件(注)13	本新株予約権の一部行使はできないものとする。
新株予約権の譲渡に関する事項(注)17	本新株予約権の譲渡による取得については、当社取締役会の決議による当社の承認を要するものとする。
代用払込みに関する事項	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	—

⑥平成20年10月1日取締役会決議 第6回新株予約権

	第3四半期会計期間末現在 (平成20年12月31日)
新株予約権の数(個)	5
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式 単元株式数100株
新株予約権の目的となる株式の数(株)(注)1～4	44,101
新株予約権の行使時の払込金額(円)(注)2～4	907
新株予約権の行使期間(注)5	自平成20年10月20日 至平成23年10月17日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)(注)6	発行価格 907 資本組入額 454
新株予約権の行使の条件(注)13	本新株予約権の一部行使はできないものとする。
新株予約権の譲渡に関する事項(注)17	本新株予約権の譲渡による取得については、当社取締役会の決議による当社の承認を要するものとする。
代用払込みに関する事項	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	—

⑦平成20年10月1日取締役会決議 第7回新株予約権

	第3四半期会計期間末現在 (平成20年12月31日)
新株予約権の数(個)	5
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式 単元株式数100株
新株予約権の目的となる株式の数(株)(注)1～4	44,101
新株予約権の行使時の払込金額(円)(注)2～4	907
新株予約権の行使期間(注)5	自平成20年10月20日 至平成23年10月17日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)(注)6	発行価格 907 資本組入額 454
新株予約権の行使の条件(注)13	本新株予約権の一部行使はできないものとする。
新株予約権の譲渡に関する事項(注)17	本新株予約権の譲渡による取得については、当社取締役会の決議による当社の承認を要するものとする。
代用払込みに関する事項	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	—

⑧平成20年10月1日取締役会決議 第8回新株予約権

	第3四半期会計期間末現在 (平成20年12月31日)
新株予約権の数(個)	5
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式 単元株式数100株
新株予約権の目的となる株式の数(株)(注)1～4	44,101
新株予約権の行使時の払込金額(円)(注)2～4	907
新株予約権の行使期間(注)5	自平成20年10月20日 至平成23年10月17日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)(注)6	発行価格 907 資本組入額 454
新株予約権の行使の条件(注)13	本新株予約権の一部行使はできないものとする。
新株予約権の譲渡に関する事項(注)17	本新株予約権の譲渡による取得については、当社取締役会の決議による当社の承認を要するものとする。
代用払込みに関する事項	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	—

(注)1. 新株予約権の目的となる株式の数

本新株予約権1個の行使請求により当社が当社普通株式を交付する数(以下「交付株式数」という。)は、40,000,000円(以下「出資金額」という。)を行使価額(別記「新株予約権の行使に際して出資される財産の価額」第(2)項に定義する。)で除して得られる最大整数とし、本新株予約権複数個の行使請求により当社が当社普通株式を交付する数は、行使請求の対象となった本新株予約権の数に出資金額を乗じた金額(以下「出資金総額」という。)を行使価額で除して得られる最大整数とする(1株未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、現金による調整は行わない。)。なお、本新株予約権の目的たる株式の総数の上限は、本新株予約権の総数に出資金額を乗じた金額を行使価額で除して得られる最大整数となる。ただし、別記「行使価額の修正」並びに「行使価額の調整」に従い行使価額が修正または調整された場合は、本新株予約権の目的たる株式の総数は変更される。

2. 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

- (1) 本新株予約権1個の行使に際して出資される財産の価額は、別記「新株予約権の目的となる株式の数」に定める出資金額とする。なお、修正開始日(別記「行使価額の修正」第(1)号に定義する。)後の包括行使請求(別記「新株予約権行使請求及び払込みの方法」第(4)号に定義する。)または個別行使請求(別記「新株予約権行使請求及び払込みの方法」第(5)号に定義する。)に基づく本新株予約権の行使に際して新株予約権1個につき出資される財産の価額もこれと同額とする
- (2) 本新株予約権の行使により交付する当社普通株式の数を算定するにあたり用いられる当社普通株式1株あたりの価額(以下「行使価額」という。)は、当初907円とする。ただし、別記「行使価額の修正」又は「行使価額の調整」に従い、修正又は調整される。

3. 行使価額の修正

- (1) 当社は、平成20年10月20日以降、平成22年10月15日までの間(以下「行使価額修正期間」という。)、①当社取締役会が資金調達のために必要と認め、かつ、②修正開始日行使価額(本項第(2)号に定義する。)が下限行使価額(本項第(2)号に定義する。)以上である場合には、修正開始日(行使価額修正の決定を行った日(以下「行使価額修正決議日」という。))の6銀行営業日後の日をいい、以下「修正開始日」という。)以降、本要項に従って本新株予約権の行使価額が修正される旨を決定(以下「行使価額修正の決定」という。)することができ、この決定を行った場合には、当社は、行使価額修正の決定が行われたこと、修正開始日および修正開始日行使価額を、行使価額修正決議日に、新株予約権原簿に記載された各新株予約権者に通知するものとする。

- (2) 行使価額修正の決定が行われた場合、行使価額は、①修正開始日（当日を含む。）から修正開始日の翌月の第2金曜日まで（当日を含む。）の期間においては、行使価額修正決議日の前銀行営業日まで（当日を含む。）の5連続取引日（ただし、終値のない日は除き、行使価額修正決議日の前銀行営業日が取引日でない場合には、行使価額修正決議日の前銀行営業日の直前の取引日までの5連続取引日とする。以下「修正開始日行使価額算定期間」という。）の株式会社東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の毎日の終値の平均値の91.5%に相当する金額（円位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を切り捨てる。以下「修正開始日行使価額」という。）に、②修正開始日の翌月の第2金曜日の翌日以後においては、毎月第2金曜日（初回を修正開始日の翌月の第2金曜日とし、以下「決定日」という。）の翌日以降、決定日まで（当日を含む。）の5連続取引日（ただし、終値のない日は除き、決定日が取引日でない場合には、決定日の直前の取引日までの5連続取引日とする。以下「修正後行使価額算定期間」という。）の株式会社東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の毎日の終値の平均値の91.5%に相当する金額（円位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を切り捨てる。）に、それぞれ修正される（修正後の行使価額（修正開始日行使価額を含む。）を以下「修正後行使価額」という。）。なお、修正開始日行使価額算定期間または修正後行使価額算定期間に、第5項第(2)号または第(4)号で定める行使価額の調整事由が生じた場合には、修正後行使価額は、本要項に従い当社が適当と判断する値に調整される。
- ただし、かかる算出の結果、修正後行使価額が698円（ただし、第5項第(1)号乃至第(4)号による調整を受ける。以下「下限行使価額」という。）を下回る場合には、修正後行使価額は下限行使価額とし、修正後行使価額が1,047円（ただし、第5項第(1)号乃至第(4)号による調整を受ける。以下「上限行使価額」という。）を上回る場合には、修正後行使価額は上限行使価額とする。
- (3) 修正開始日以後、5連続取引日（ただし、終値のない日は除く。）の株式会社東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の毎日の終値の全てが当該日において有効な下限行使価額を下回った場合、当該5連続取引日の最終日の翌日以降、行使価額は、当該修正開始日の前日において有効であった行使価額（ただし、当該日の翌日以降、第5項第(2)号または第(4)号で定める行使価額の調整事由が生じた場合には、第5項第(1)号乃至第(4)号による調整を受ける。）に修正される。なお、当該修正後、本項第(1)号に基づく行使価額修正の決定が行われるまで、本項第(2)号に定める行使価額の修正は行わないものとする。
- (4) 当社は、行使価額修正期間中、①本新株予約権が残存し、かつ②本項第(1)号に基づく行使価額修正の決定が行われていない場合（本項第(3)号に基づき修正開始日の前日において有効であった行使価額に修正され、その後行使価額修正の決定が行われていない場合を含む。）には、本項第(1)号に基づく行使価額修正の決定を行うことができる。
- (5) 本項第(1)号乃至第(3)号により行使価額の修正を行うときは、当社は、あらかじめ書面によりその旨、修正前の行使価額、修正後行使価額およびその適用の日その他必要な事項を新株予約権原簿に記載された各新株予約権者に通知する。

4. 行使価額の調整

- (1) 当社は、本新株予約権の発行後、本項第(2)号に掲げる各事由により当社普通株式数に変更を生じる場合または変更を生ずる可能性がある場合は、次に定める算式（以下「行使価額調整式」という。）をもって行使価額を調整する。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行普通株式数} + \frac{\text{交付普通株式数} \times \text{1株あたりの払込金額}}{\text{時 価}}}{\text{既発行普通株式数} + \text{交付普通株式数}}$$

「既発行普通株式数」は、当社普通株式の株主（以下「当社普通株主」という。）に割当てを受ける権利を与えるための基準日が定められている場合はその日、また当該基準日が定められていない場合は、調整後の行使価額を適用する日の1か月前の日における当社の発行済普通株式数から当該日における当社の有する当社普通株式数を控除し、当該行使価額の調整前に、本項第(2)号または第(4)号に基づき「交付普通株式数」とみなされた当社普通株式のうち未だ交付されていない当社普通株式の株式数を加えるものとする。なお、当社普通株式の株式分割が行われる場合には、行使価額調整式で使用する「交付普通株式数」は、基準日における当社の有する当社普通株式に関して増加した当社普通株式数を含まないものとする。

- (2) 行使価額調整式により本新株予約権の行使価額の調整を行う場合及びその調整後の行使価額の適用時期については、次に定めるところによる。

- ①本項第(3)号②に定める時価を下回る払込金額をもって当社普通株式を交付する場合（ただし、当社の発行した取得条項付株式、取得請求権付株式もしくは取得条項付新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）の取得と引換えに交付する場合または当社普通株式の交付を請求できる新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）その他の証券もしくは権利の転換、交換または行使による場合を除く。）調整後の行使価額は、払込期日（募集に際して払込期間が設けられたときは当該払込期間の最終日とする。以下同じ。）の翌日以降、当社普通株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合は、その日の翌日以降、これを適用する。
- ②当社普通株式の株式分割または当社普通株式の無償割当てをする場合
調整後の行使価額は、当社普通株式の株式分割のための基準日の翌日以降、当社普通株式の無償割当ての効力発生日の翌日以降、これを適用する。ただし、当社普通株式の無償割当てについて、当社普通株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合は、その日の翌日以降、これを適用する。
- ③取得請求権付株式であって、その取得と引換えに本項第(3)号②に定める時価を下回る対価をもって当社普通株式を交付する定めがあるものを発行する場合（無償割当ての場合を含む。）または本項第(3)号②に定める時価を下回る対価をもって当社普通株式の交付を請求できる新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）その他の証券もしくは権利を発行する場合（無償割当ての場合を含む。）（ただし、本新株予約権と同時に発行される第2回乃至第8回新株予約権の発行を除く。）
調整後の行使価額は、発行される取得請求権付株式、新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）その他の証券または権利（以下「取得請求権付株式等」という。）の全てが当初の条件で転換、交換または行使され当社普通株式が交付されたものとみなして行使価額調整式を準用して算出するものとし、払込期日（新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）の場合は割当日）または無償割当ての効力発生日の翌日以降、これを適用する。ただし、当社普通株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合は、その日の翌日以降これを適用する。
上記にかかわらず、転換、交換または行使に際して交付される当社普通株式の対価が取得請求権付株式等が発行された時点で確定していない場合は、調整後の行使価額は、当該対価の確定時点で発行されている取得請求権付株式等の全てが当該対価の確定時点の条件で転換、交換または行使され当社普通株式が交付されたものとみなして行使価額調整式を準用して算出するものとし、当該対価が確定した日の翌日以降これを適用する。
- ④当社の発行した取得条項付株式または取得条項付新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）の取得と引換えに本項第(3)号②に定める時価を下回る対価をもって当社普通株式を交付する場合
調整後の行使価額は、取得日の翌日以降これを適用する。
上記にかかわらず、上記取得条項付株式または取得条項付新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）に関して当該調整前に本号③または⑤による行使価額の調整が行われている場合には、(i)上記交付が行われた後の本項第(3)号③に定める完全希薄化後普通株式数が、上記交付の直前の既発行普通株式数を超えるときに限り、調整後の行使価額は、超過する株式数を行使価額調整式の「交付普通株式数」とみなして、行使価額調整式を準用して算出するものとし、(ii)上記交付の直前の既発行普通株式数を超えない場合は、本④の調整は行わないものとする。
- ⑤取得請求権付株式等の発行条件に従い、当社普通株式1株あたりの対価（本⑤において「取得価額等」という。）の下方修正等が行われ（本項第(2)号または第(4)号と類似の希薄化防止条項に基づく調整の場合を除く。）、当該下方修正等後の当該取得価額等が当該修正が行われる日（以下「修正日」という。）における本項第(3)号②に定める時価を下回る価額になる場合（ただし、本新株予約権と同時に発行される第2回乃至第8回新株予約権の行使価額の修正の場合を除く。）
(i)当該取得請求権付株式等に関し、本号③による行使価額の調整が修正日前に行われていない場合、調整後の行使価額は、修正日に残存する取得請求権付株式等の全てが修正日時点の条件で転換、交換または行使され当社普通株式が交付されたものとみなして本号③の規定を準用して算出するものとし、修正日の翌日以降これを適用する。
(ii)当該取得請求権付株式等に関し、本号③または上記(i)による行使価額の調整が修正日前に行われている場合で、修正日に残存する取得請求権付株式等の全てを修正日時点の条件で転換、交換または行使され当社普通株式が交付されたものとみなしたときの本項第(3)号③に定める完全希薄化後普通株式数が、当該修正が行われなかった場合の既発行普通株式数を超えるときには、調整後の行使価額は、当該超過株式数を行使価額調整式の「交付普通株式数」とみなして、行使価額調整式を準用して算出するものとし、修正日の翌日以降これを適用する。なお、1か月間に複数回の取得価額等の修正が行われる場合には、調整後の行使価額は、当該修正された取得価額等のうちの最も低いものについて、行使価額調整式を準用して算出するものとし、当該月の末日の翌日以降これを適用する。

⑥本号③乃至⑤における対価とは、当該株式または新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）の発行に際して払込みがなされた額（本号③における新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）の場合には、その行使に際して出資される財産の価額を加えた額とする。）から、その取得または行使に際して当該株式または新株予約権の所持人に交付される金銭その他の財産の価額を控除した金額を、その取得または行使に際して交付される当社普通株式の数で除した金額をいう。

⑦本号①乃至③の各取引において、当社普通株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日が設定され、かつ、各取引の効力の発生が当該基準日以降の株主総会または取締役会その他当社の機関の承認を条件としているときには、本号①乃至③にかかわらず、調整後の行使価額は、当該承認があった日の翌日以降これを適用するものとする。

この場合において、当該基準日の翌日から当該取引の承認があった日までに、本新株予約権を行使した新株予約権者に対しては、次の算出方法により、当社普通株式を交付するものとする。ただし、株券の交付については第18項第(2)号の規定を準用する。

$$\text{株式数} = \frac{(\text{調整前行使価額} - \text{調整後行使価額}) \times \text{調整前行使価額により当該期間内に交付された株式数}}{\text{調整後行使価額}}$$

この場合に1株未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、現金による調整は行わない。

⑧本号①乃至⑤に定める証券または権利に類似した証券または権利が交付された場合における調整後の行使価額は、本号①乃至⑦の規定のうち、当該証券または権利に類似する証券または権利についての規定を準用して算出するものとする。

(3) ①行使価額調整式の計算については、円位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を切り捨てる。

②行使価額調整式で使用する時価は、調整後の行使価額を適用する日（ただし、本項第(2)号⑦の場合は基準日）に先立つ45取引日目に始まる30取引日の株式会社東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の毎日の終値の平均値（終値のない日数を除く。）とする。この場合、平均値の計算は、円位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を切り捨てる。

③「完全希薄化後普通株式数」は、調整後の行使価額を適用する日の1か月前の日における当社の発行済普通株式数から、当該日における当社の有する当社普通株式数を控除し、当該行使価額の調整以前に、本項第(2)号または第(4)号に基づき「交付普通株式数」とみなされた当社普通株式のうち未だ交付されていない当社普通株式の株式数、及び当該行使価額の調整において本項第(2)号または第(4)号に基づき「交付普通株式数」に該当するものとみなされることとなる当社普通株式数を加えたものとする。

(4) 本項第(2)号で定める行使価額の調整を必要とする場合以外にも、次に掲げる場合には、当社は、必要な行使価額の調整を行う。

①株式の併合、資本金の減少、当社を存続会社とする合併、他の会社が行う吸収分割による当該会社の権利義務の全部または一部の承継、または他の株式会社が行う株式交換による当該株式会社の発行済株式の全部の取得のために行使価額の調整を必要とするとき。

②当社普通株主に対する他の種類株式の無償割当てのために行使価額の調整を必要とするとき。

③その他当社普通株式数の変更または変更の可能性が生じる事由の発生により行使価額の調整を必要とするとき（ただし、本新株予約権と同時に発行される第2回乃至第8回新株予約権の行使価額の調整の場合を除く。）。

④行使価額を調整すべき事由が2つ以上相接して発生し、一方の事由に基づく調整後の行使価額の算出にあたり使用すべき時価につき、他方の事由による影響を考慮する必要があるとき。

(5) 本項第(1)号乃至第(4)号により行使価額の調整を行うときは、当社は、あらかじめ書面によりその旨ならびにその事由、調整前の行使価額、調整後の行使価額およびその適用の日その他必要な事項を新株予約権原簿に記載された各新株予約権者に通知する。ただし、本項第(2)号⑦の場合その他適用の日の前日までに前記の通知を行うことができないときは、適用の日以降速やかにこれを行う。

5. 新株予約権の行使期間

(1) 平成20年10月20日から平成23年10月17日までの期間（以下、当該期間の最終日を「権利行使最終期日」という。）とする。ただし、平成23年10月17日が銀行営業日でない場合にはその前銀行営業日を権利行使最終期日とする。

(2)本項第(1)号に拘わらず、包括行使請求は権利行使最終期日を行行使する日として行うものとし、別記「行使価額の修正」に基づく各行使価額修正の決定に際して、当該決定に係る行使価額修正決議日から修正開始日までの期間（以下「包括行使請求書提出期間」という。）において、包括行使にかかる行使請求書を提出するものとする。個別行使請求を行う期間は、当該決定に係る修正開始日から権利行使最終期日の前銀行営業日（ただし、別記「行使価額の修正」第(3)号により行使価額が修正され、その後行使価額修正の決定が行われていない場合、当該修正がなされた日の前銀行営業日）までの期間（以下「個別行使可能期間」という。）とする。

6. 新株予約権の行使により株式を発行する場合の増加する資本金及び資本準備金

本新株予約権の行使により株式を発行する場合の増加する資本金の額は、会社計算規則第40条の定めるところに従って算出された資本金等増加限度額に0.5を乗じた金額とし、計算の結果1円未満の端数を生ずる場合は、その端数を切り上げるものとする。増加する資本準備金の額は、資本金等増加限度額より増加する資本金の額を減じた額とする。

7. 新株予約権の取得条項

(1)当社は、当社取締役会が本新株予約権を取得する日（当該取締役会後2か月を超えない日に定められるものとする。）を別に定めた場合には、当該取得日において、残存する本新株予約権の全部または一部を取得する。当社が本新株予約権の一部を取得する場合、抽選により、取得する本新株予約権を決定するものとする。当社は、本新株予約権を取得するのと引換えに、当該本新株予約権の新株予約権者に対して、本新株予約権1個あたり払込金額と同額を交付する。当社は、取得した本新株予約権を消却するものとする。

(2)当社は、当社が消滅会社となる合併、吸収分割、新設分割、株式交換または株式移転（以下「組織再編行為」という。）につき当社株主総会（株主総会の決議を要しない場合は、取締役会）で承認決議した場合、当該組織再編行為の効力発生日以前に、当社が本新株予約権を取得するのと引換えに当該本新株予約権の新株予約権者に対して本新株予約権1個あたり払込金額と同額を交付して、残存する本新株予約権の全部を取得する。当社は、取得した本新株予約権を消却するものとする。

(3)当社は、行使価額修正期間中に別記「行使価額の修正」第(1)号に基づく行使価額修正の決定が一切行われていない場合または平成22年10月15日までに同第(3)号に基づく行使価額の修正が行われ、当該修正後同日までに同第(1)号に基づく行使価額修正の決定が行われていない場合、平成22年10月15日の翌銀行営業日に無償にて残存する本新株予約権の全部を取得する。当社は、取得した本新株予約権を消却するものとする。

(4)本項第(1)号または第(2)号により本新株予約権を取得する場合には、当社は、当社取締役会で定める取得日の2週間前までに、当該取得日を、新株予約権原簿に記載された本新株予約権の新株予約権者（本新株予約権の一部を取得する場合は、当社取締役会が決定した本新株予約権の新株予約権者）に通知する。

(5)本項第(1)号または第(2)号により本新株予約権を取得する場合において、包括行使請求に基づく出資金額が決済口座（第13項第(7)号に定義する。）に払い込まれていたときは、当該取得事由発生後遅滞なく、取得される本新株予約権の個数に出資金額を乗じた金額が、決済取扱場所から新株予約権者に返還されるものとする。

8. 各新株予約権の払込金額

本新株予約権1個あたり84,000円

9. 新株予約権の払込総額

420,000円とする。

10. 新株予約権の割当日

平成20年10月17日

11. 新株予約権の払込期日

平成20年10月17日

12. 新株予約権の行使請求及び払込の方法

(1)行使価額修正期間中に別記「行使価額の修正」第(1)号に基づく行使価額修正の決定が一切行われていない場合または同項第(3)号に基づく行使価額の修正が行われた後、同項第(1)号に基づく行使価額修正の決定が行われていない場合において行使請求を行うときは、新株予約権者は、平成22年10月15日まで（当日を含む。）に、本項第(6)号および第(7)号に定める行使請求手続を完了するものとする。

- (2)平成22年10月16日以降に第4項第(3)号に基づく行使価額の修正が行われた場合において行使請求を行うときは、新株予約権者は、権利行使最終期日まで(当日を含む。)に本項第(6)号および第(7)号に定める行使請求手続を完了するものとする。
- (3)第4項第(1)号に基づく行使価額修正の決定が行われた場合において、修正後行使価額が適用される前の行使価額(以下「修正前行使価額」という。)に基づき行使請求を行うときは、新株予約権者は修正開始日の前銀行営業日まで(当日を含む。)に本項第(6)号及び第(7)号に定める行使請求手続を完了するものとする。
- (4)第4項第(1)号に基づく行使価額修正の決定が行われた場合において、修正後行使価額に基づき行使請求を行うときは、新株予約権者は包括行使請求書提出期間内に行使請求書を提出することにより、各本新株予約権につき、第14項第(2)号①に定める条件が成就した場合に効力を生じる行使請求として、出資金額を本新株予約権1個あたりの行使に際して出資される財産の価額とし、権利行使最終期日において有効な交付株式数を本新株予約権1個あたりの交付株式数として株式の交付を受けることを意図する行使請求(以下「包括行使請求」という。)の手続きを、本項第(6)号および第(7)号に従い、権利行使最終期日を行使日として行うものとする。
- (5)前号に従い包括行使請求が行われた本新株予約権については、新株予約権者は当該本新株予約権に係る包括行使請求の行使日を待たずに、個別行使可能期間内において、いつでも、個別行使請求(以下に定義する。)を行うことができる。ここで「個別行使請求」とは、当該各本新株予約権について、出資金額を本新株予約権1個あたりの行使に際して出資される財産の価額とし、各個別行使請求の時点において有効な交付株式数を本新株予約権1個あたりの交付株式数として株式の交付を受けることを意図する行使請求とし、個別行使請求の効力は、本項第(6)号および第(7)号に定める行使請求手続が完了したときに生じるものとする。この場合、効力を生じた個別行使請求に対応する本新株予約権に係る包括行使請求は、第14項第(2)号①に定める包括行使請求に付された条件の不成就の確定により効力が発生しないこととなる。
- (6)本新株予約権の行使請求を行う場合には、新株予約権者は、修正前行使価額に基づく行使請求(行使価額修正の決定が一切行われていない場合の行使請求および第4項第(3)号に基づく行使価額の修正が行われた後、第4項第(1)号に基づく行使価額修正の決定が行われていない場合の行使請求を含む。)、包括行使請求および個別行使請求の各場合に依りて、当社が定める様式による行使請求書(以下「行使請求書」という。)に必要事項を記入し、記名捺印の上、これを第15項に定める行使請求受付場所に提出するものとする。
- (7)前号の行使請求書の提出に加えて、新株予約権者は、修正前行使価額に基づく行使請求(行使価額修正の決定が一切行われていない場合の行使請求及び第4項第(3)号に基づく行使価額の修正が行われた後、第4項第(1)号に基づく行使価額修正の決定が行われていない場合の行使請求を含む。)の場合には、出資金総額を現金にて第16項に定める払込取扱場所の当社の指定する口座(以下「指定口座」という。)に払込むものとし、包括行使請求の場合には出資金総額を現金にて第17項に定める決済取扱場所の所定の口座(以下「決済口座」という。)に払込んだ上、決済取扱場所に対して当該決済口座への払込みがなされたこと及び当該払込みに係る金額を当社に通知する旨、並びに包括行使請求の効力が発生した場合には権利行使最終期日に当該効力が発生した包括行使請求に係る新株予約権の個数に出資金額を乗じた金額を決済口座から指定口座に払い込む旨の指図を行うものとし、個別行使請求の場合には出資金総額を決済口座から指定口座に個別行使請求の行使日に払い込む旨の指図を行うものとする。
- (8)各個別行使請求がなされることにより包括行使請求の一部もしくは全部の効力が発生しない場合を除き、本項に従い行使請求を行った者は、その後これを撤回することはできない。

13. 新株予約権の行使の条件

- (1)各本新株予約権の一部行使はできないものとする。
- (2)①包括行使請求には、その対象となる各本新株予約権につき、権利行使最終期日の前銀行営業日までに、個別行使請求がなされず、本項第(5)号①に定めるいずれの事由も発生せず、第4項第(3)号に定める事由も発生せず、第8項第(1)号または第(2)号に定めるいずれの取得も行われず、かつ本新株予約権が消滅していない場合に効力を生じる旨の条件を付すものとする。
- ②包括行使請求を行う新株予約権の個数については、新株予約権者の任意の選択によるものとし、新株予約権者は、包括行使請求を行う場合、出資金額に包括行使請求に基づき権利行使を希望する本新株予約権の個数を乗じた金額を、包括行使請求書提出期間内に現金にて第17項に定める決済取扱場所に払い込むものとする。

- ③権利行使最終期日の前銀行営業日に本号①に定める包括行使請求に付された条件が成就した場合には、包括行使請求がなされた際に決済取扱場所に払い込まれた金銭から包括行使請求に付された条件が成就した本新株予約権の個数に出資金額を乗じた金額が、権利行使最終期日において決済取扱場所から第16項に定める払込取扱場所の指定口座に、当該包括行使請求の対象となる本新株予約権の出資金額に係る払込金として払込まれるものとする。
- ④包括行使請求書提出期間内に、新株予約権者が包括行使にかかる行使請求書を提出しなかった場合には、新株予約権者は、当該包括行使にかかる行使請求書を提出しなかった本新株予約権につき、以後包括行使請求その他の一切の行使請求を行うことができないものとする。
- (3) ①第18項第(1)号に従い個別行使請求の効力が生じた場合には、当該個別行使請求に対応する個数の本新株予約権に係る包括行使請求は効力が発生しないことが確定する。
- ②新株予約権者は、かかる個別行使請求の効力発生以後、権利行使最終期日の前銀行営業日（ただし、第4項第(3)号により行使価額が修正された場合、当該修正がなされた日の前銀行営業日）に至るまで、包括行使請求に係る行使請求書が提出された本新株予約権の総数から当該個別行使請求が行われた本新株予約権の個数を控除した残数の本新株予約権に限り引き続き個別行使請求を行うことができ、その後もまた同様とする。
- (4) 第4項第(3)号により行使価額が修正された場合、当該修正がなされた日において個別行使請求がなされていない個数の本新株予約権に係る包括行使請求は、当該修正がなされた日に効力が発生しないことが確定し、当該効力が発生しないことが確定した包括行使請求に係る本新株予約権の個数に出資金額を乗じた金額が、決済取扱場所から新株予約権者に速やかに返還されるものとする。
- (5) ①以下の(i)乃至(iii)のいずれかの事由が生じた場合には、新株予約権者は残存する本新株予約権全部につき、以後その行使請求を行うことができないものとする。なお、以下の(i)乃至(iii)のいずれかの事由が生じた場合には、当社は速やかに新株予約権原簿に記載された各新株予約権者に通知する。
- (i)当社が支払の停止に至った場合または当社につき破産手続開始、民事再生手続開始、会社更生手続開始、特別清算開始もしくはこれらに準じる法的清算・再建手続の申立がなされた場合もしくは裁判所もしくは監督官庁によりかかる手続開始の前提行為が行われた場合
- (ii)当社が手形交換所の取引停止処分を受けた場合
- (iii)当社の重要な財産が差し押さえられた場合
- ②本号①のいずれかの事由が生じた場合において、包括行使請求に基づく出資金額が決済取扱場所に払い込まれていたときは、包括行使請求は、当該事由発生時において残存する本新株予約権につき効力が発生しないことが確定し、当該事由発生後遅滞なく、残存する本新株予約権の個数に出資金額を乗じた金額が決済取扱場所から新株予約権者に返還されるものとする。

14. 新株予約権の行使請求受付場所、取次場所、払込取扱場所及び決済取扱場所

- (1) 新株予約権の行使請求の受付場所
株式会社オーハシテクニカ 経営企画部
- (2) 新株予約権の行使請求の取次場所
該当事項なし
- (3) 新株予約権の行使請求の払込取扱場所
野村信託銀行株式会社 エージェント・サービス部
- (4) 新株予約権の行使請求の決済取扱場所
野村信託銀行株式会社 エージェント・サービス部

15. 新株予約権行使の効力発生時期等

- (1) 本新株予約権の行使請求の効力は、別記「新株予約権の行使請求受付場所、取次場所、払込取扱場所及び決済取扱場所」第(6)号の行使請求書が行使請求受付場所に到達し、かつ第13項第(7)号の出資金総額が指定口座に入金された場合において、本新株予約権を行使する日として当該行使請求書に記載された日（当該行使請求書が行使請求受付場所に到達した日または本新株予約権の行使に際して出資される出資金の指定口座への入金が行われた日のいずれかが、かかる行使請求書に記載された日の翌日以降である場合を除く。）に発生する。ただし、包括行使請求に基づく行使の効力は、第13項第(6)号の行使請求書が行使請求受付場所に到達し、かつ第13項第(7)号の出資金総額が指定口座に入金されることに加え、権利行使最終期日の前銀行営業日まで、個別行使請求がなされず、第14項第(5)号①に定めるいずれの事由も発生せず、第4項第(3)号に定める事由も発生せず、第8項第(1)号または第(2)号に定めるいずれの取得も行われず、かつ本新株予約権が消滅していない場合に権利行使最終期日において生じるものとする。

(2) 当社は、本新株予約権の行使請求の効力が発生した日以後遅滞なく株券を交付する。ただし、当該効力が発生した日が、株式等の取引に係る決済の合理化を図るための社債等の振替に関する法律等の一部を改正する法律（平成16年法律第88号）の施行日以降の場合は、同法に基づき振替株式の新規記録または自己株式の発行会社名義からの振替によって株式を交付する。

16. 単元株式数の定めを廃止等に伴う取扱い

当社が単元株式数の定めを廃止する場合等、本要項の規定中読み替えその他の措置が必要となる場合には、当社は必要な措置を講じる。

17. 譲与による新株予約権の取得の制限

本新株予約権の譲渡による取得については、当社取締役会の決議による当社の承認を要するものとする。

(3) 【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

(4) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式 総数増減数 (株)	発行済株式 総数残高 (株)	資本金 増減額 (千円)	資本金残高 (千円)	資本準備金 増減額 (千円)	資本準備金 残高 (千円)
平成20年10月24日 (注)	△500,000	18,390,040	—	1,825,671	—	1,611,444

(注) 自己株式の消却によるものであります。

(5) 【大株主の状況】

①いちごアセットマネジメント・インターナショナル・ピーティーイー・リミテッドから、平成20年11月28日を報告義務発生日とする大量保有報告書の写しの送付があり、同日現在で1,393,200株を保有している旨の報告を受けておりますが、株主名簿の記載内容が確認できないため、当社として実質所有株式数の確認ができません。なお、同社の大量保有報告書の内容は以下のとおりであります。

大量保有者 いちごアセットマネジメント・インターナショナル・ピーティーイー・リミテッド
住所 179094 シンガポール、ハイストリートセンター#06-08 ノースブリッジロード1
保有株券等の数 株式 1,393,200株
株券等保有割合 7.58%

②当第3四半期会計期間において、会社法第165条第3項の規定により読み替えて適用される同法156条第1項の規定に基づき、自己株式を2,884,200株取得したこと、並びに会社法第178条の規定に基づき自己株式を500,000株消却したこと等により、平成20年12月31日現在、次のとおり自己株式を保有しております。

氏名又は名称	住所	所有株式数 (株)	発行済株式総数に 対する所有株式数 の割合 (%)
株式会社オーハシテクニカ	東京都新宿区西新宿2丁目3番1号	2,763,070	15.02

(6) 【議決権の状況】

当第3四半期会計期間末日現在の「議決権の状況」については、株主名簿の記載内容が確認できないため、記載することができないことから、直前の基準日（平成20年9月30日）に基づく株主名簿による記載をしております。

① 【発行済株式】

平成20年12月31日現在

区分	株式数（株）	議決権の数（個）	内容
無議決権株式	—	—	—
議決権制限株式（自己株式等）	—	—	—
議決権制限株式（その他）	—	—	—
完全議決権株式（自己株式等）	普通株式 378,800	—	単元株式数100株
完全議決権株式（その他）	普通株式 18,509,300	185,091	同上
単元未満株式	普通株式 1,940	—	1単元（100株）未満の株式
発行済株式総数	18,890,040	—	—
総株主の議決権	—	185,091	—

（注） 「完全議決権株式（その他）」の欄には、証券保管振替機構名義の株式が200株含まれております。なお、「議決権の数」欄には、同機構名義の完全議決権株式に係る議決権の数2個が含まれておりません。

② 【自己株式等】

平成20年12月31日現在

所有者の氏名 又は名称	所有者の住所	自己名義所有 株式数（株）	他人名義所有 株式数（株）	所有株式数の 合計（株）	発行済株式総数に 対する所有株式数 の割合（％）
株式会社オーハン テクニカ	東京都新宿区西新 宿2丁目3番1号	378,800	—	378,800	2.00
計	—	378,800	—	378,800	2.00

（注） 上記のほか、平成20年10月1日から平成20年12月31日までに自己株式2,884,242株を取得、また平成20年10月24日において、自己株式500,000株を消却しており、第3四半期会計期間末現在の所有株式数の合計は、2,763,000株（単元未満株式を除く。）であります。

2 【株価の推移】

【当該四半期累計期間における月別最高・最低株価】

月別	平成20年 4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月
最高（円）	858	905	815	806	805	770	710	759	649
最低（円）	780	770	750	766	731	662	553	606	545

（注） 最高・最低株価は、東京証券取引所市場第一部におけるものであります。

3【役員 の 状 況】

前事業年度の有価証券報告書提出日後、当四半期報告書提出日までの役員 の 異 動 は、次 の と お り で あ り ま す。

(1) 新 任 役 員

該 当 事 項 は あ り ま せ ン。

(2) 退 任 役 員

該 当 事 項 は あ り ま せ ン。

(3) 役 職 の 異 動

新 役 名	新 職 名	旧 役 名	旧 職 名	氏 名	異 動 年 月 日
代 表 取 締 役 社 長	営 業 本 部 長	代 表 取 締 役 社 長	—	前 川 富 義	平 成 20 年 11 月 17 日
取 締 役	—	取 締 役	調 達 本 部 長	久 保 田 忠	平 成 20 年 11 月 17 日
取 締 役	第 一 営 業 統 括 部 長	取 締 役	営 業 本 部 長	古 性 雅 人	平 成 20 年 11 月 17 日
取 締 役	調 達 本 部 長	取 締 役	第 四 営 業 統 括 部 長	小 林 正 一 郎	平 成 20 年 11 月 17 日
取 締 役	管 理 部 長	取 締 役	業 務 統 括 部 長	黒 澤 孝 之	平 成 20 年 11 月 17 日

第5【経理の状況】

1. 四半期連結財務諸表の作成方法について

当社の四半期連結財務諸表は、「四半期連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」（平成19年内閣府令第64号。以下「四半期連結財務諸表規則」という。）に基づいて作成しております。

なお、第1四半期連結会計期間（平成20年4月1日から平成20年6月30日まで）から、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則等の一部を改正する内閣府令」（平成20年8月7日内閣府令第50号）附則第7条第1項第5号ただし書きにより、改正後の四半期連結財務諸表規則に基づいて作成しております。

2. 監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、当第3四半期連結会計期間（平成20年10月1日から平成20年12月31日まで）及び当第3四半期連結累計期間（平成20年4月1日から平成20年12月31日まで）に係る四半期連結財務諸表について、監査法人トーマツによる四半期レビューを受けております。

1 【四半期連結財務諸表】
 (1) 【四半期連結貸借対照表】

(単位：千円)

	当第3四半期連結会計期間末 (平成20年12月31日)	前連結会計年度末に係る 要約連結貸借対照表 (平成20年3月31日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	3,255,524	7,675,922
受取手形及び売掛金	※ 8,084,563	9,478,112
商品及び製品	4,347,297	3,134,213
仕掛品	282,300	316,958
原材料及び貯蔵品	575,429	534,483
繰延税金資産	298,867	306,853
その他	412,979	322,724
貸倒引当金	△15,398	△22,601
流動資産合計	17,241,563	21,746,667
固定資産		
有形固定資産		
建物及び構築物	2,675,632	2,591,484
減価償却累計額	△818,620	△815,001
建物及び構築物（純額）	1,857,012	1,776,483
機械装置及び運搬具	4,687,696	4,702,067
減価償却累計額	△2,178,012	△2,197,095
機械装置及び運搬具（純額）	2,509,684	2,504,972
工具、器具及び備品	2,871,105	2,807,544
減価償却累計額	△2,377,636	△2,257,596
工具、器具及び備品（純額）	493,469	549,948
土地	654,489	748,850
建設仮勘定	148,864	316,624
有形固定資産合計	5,663,519	5,896,880
無形固定資産		
のれん	717,627	807,834
ソフトウェア	244,419	293,322
その他	140,601	112,137
無形固定資産合計	1,102,648	1,213,294
投資その他の資産		
投資有価証券	340,336	372,230
繰延税金資産	365,574	403,583
長期預金	600,000	600,000
その他	1,111,222	1,132,411
貸倒引当金	△3,957	△8,263
投資その他の資産合計	2,413,175	2,499,960
固定資産合計	9,179,343	9,610,135
資産合計	26,420,906	31,356,802

(単位：千円)

	当第3四半期連結会計期間末 (平成20年12月31日)	前連結会計年度末に係る 要約連結貸借対照表 (平成20年3月31日)
負債の部		
流動負債		
支払手形及び買掛金	※ 9,907,983	10,657,950
未払法人税等	75,521	600,777
賞与引当金	118,182	208,453
役員賞与引当金	57,000	80,000
その他	680,163	934,371
流動負債合計	10,838,850	12,481,552
固定負債		
退職給付引当金	555,308	545,796
役員退職慰労引当金	—	334,126
繰延税金負債	13,784	—
その他	117,588	125,536
固定負債合計	686,681	1,005,460
負債合計	11,525,532	13,487,012
純資産の部		
株主資本		
資本金	1,825,671	1,825,671
資本剰余金	1,611,444	1,611,444
利益剰余金	13,416,561	13,372,885
自己株式	△1,958,727	△953
株主資本合計	14,894,950	16,809,048
評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金	△6,054	9,446
為替換算調整勘定	△164,154	863,936
評価・換算差額等合計	△170,208	873,382
新株予約権	3,360	—
少数株主持分	167,272	187,358
純資産合計	14,895,374	17,869,789
負債純資産合計	26,420,906	31,356,802

(2) 【四半期連結損益計算書】
【第3四半期連結累計期間】

(単位：千円)

	当第3四半期連結累計期間 (自 平成20年4月1日 至 平成20年12月31日)
売上高	29,766,579
売上原価	23,251,184
売上総利益	6,515,395
販売費及び一般管理費	※ 4,926,139
営業利益	1,589,255
営業外収益	
受取利息	43,077
受取賃貸料	18,783
作業くず等売却収入	40,783
その他	34,193
営業外収益合計	136,838
営業外費用	
為替差損	83,527
その他	38,579
営業外費用合計	122,106
経常利益	1,603,987
特別利益	
貸倒引当金戻入額	5,810
その他	964
特別利益合計	6,775
特別損失	
投資有価証券評価損	109,848
ゴルフ会員権評価損	20,689
その他	16,253
特別損失合計	146,791
税金等調整前四半期純利益	1,463,971
法人税、住民税及び事業税	592,543
法人税等調整額	73,437
法人税等合計	665,980
少数株主利益	17,480
四半期純利益	780,509

【第3四半期連結会計期間】

(単位：千円)

当第3四半期連結会計期間 (自 平成20年10月1日 至 平成20年12月31日)	
売上高	8,906,359
売上原価	7,115,516
売上総利益	1,790,842
販売費及び一般管理費	* 1,568,592
営業利益	222,250
営業外収益	
受取利息	12,964
為替差益	21,860
受取賃貸料	6,221
作業くず等売却収入	10,476
その他	5,837
営業外収益合計	57,361
営業外費用	
支払利息	2,175
賃貸費用	2,443
新株予約権発行費	9,654
自己株式買付手数料	2,190
その他	456
営業外費用合計	16,919
経常利益	262,692
特別利益	
固定資産売却益	510
貸倒引当金戻入額	1,741
特別利益合計	2,252
特別損失	
投資有価証券評価損	52,924
ゴルフ会員権評価損	18,389
その他	4,620
特別損失合計	75,934
税金等調整前四半期純利益	189,009
法人税、住民税及び事業税	93,776
法人税等調整額	△21,858
法人税等合計	71,918
少数株主利益	7,239
四半期純利益	109,851

(3) 【四半期連結キャッシュ・フロー計算書】

(単位：千円)

当第3四半期連結累計期間
 (自 平成20年4月1日
 至 平成20年12月31日)

営業活動によるキャッシュ・フロー	
税金等調整前四半期純利益	1,463,971
減価償却費	791,250
のれん償却額	71,181
固定資産売却損益 (△は益)	△22
固定資産除却損	12,675
投資有価証券評価損益 (△は益)	109,848
貸倒引当金の増減額 (△は減少)	△10,927
退職給付引当金の増減額 (△は減少)	9,512
役員退職慰労引当金の増減額 (△は減少)	△334,126
賞与引当金の増減額 (△は減少)	△88,233
受取利息及び受取配当金	△48,062
支払利息	7,637
役員賞与引当金の増減額 (△は減少)	△23,000
売上債権の増減額 (△は増加)	1,125,290
たな卸資産の増減額 (△は増加)	△1,536,842
その他投資の増減額 (△は増加)	20,146
仕入債務の増減額 (△は減少)	△948,565
その他	△224,274
小計	397,456
利息及び配当金の受取額	46,303
利息の支払額	△7,637
法人税等の支払額	△1,105,691
営業活動によるキャッシュ・フロー	△669,569
投資活動によるキャッシュ・フロー	
有形固定資産の取得による支出	△729,735
有形固定資産の売却による収入	41,179
無形固定資産の取得による支出	△45,433
無形固定資産の売却による収入	102
投資有価証券の取得による支出	△104,089
貸付けによる支出	△13,857
貸付金の回収による収入	7,641
投資活動によるキャッシュ・フロー	△844,193
財務活動によるキャッシュ・フロー	
リース債務の返済による支出	△45,815
自己株式の取得による支出	△2,312,222
配当金の支払額	△374,003
新株予約権の発行による収入	3,360
財務活動によるキャッシュ・フロー	△2,728,681
現金及び現金同等物に係る換算差額	△177,954
現金及び現金同等物の増減額 (△は減少)	△4,420,398
現金及び現金同等物の期首残高	7,675,922
現金及び現金同等物の四半期末残高	※ 3,255,524

【四半期連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項等の変更】

	当第3四半期連結累計期間 (自 平成20年4月1日 至 平成20年12月31日)
会計処理基準に関する事項の変更	<p>(1) たな卸資産の評価基準及び評価方法の変更</p> <p>当社及び国内連結子会社は、従来、主として移動平均法または先入先出法による原価法によっておりましたが、第1四半期連結会計期間より「棚卸資産の評価に関する会計基準」(企業会計基準第9号 平成18年7月5日)が適用されたことに伴い、主として移動平均法または先入先出法による原価法(貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法)により算定しております。</p> <p>これにより、当第3四半期連結累計期間の営業利益、経常利益及び税金等調整前四半期純利益は、それぞれ18,892千円減少しております。</p> <p>なお、セグメント情報に与える影響は、当該箇所に記載しております。</p> <p>(2) 「連結財務諸表作成における在外子会社の会計処理に関する当面の取扱い」の適用</p> <p>第1四半期連結会計期間より、「連結財務諸表作成における在外子会社の会計処理に関する当面の取扱い」(実務対応報告第18号 平成18年5月17日)を適用し、連結決算上必要な修正を行っております。</p> <p>これにより、当第3四半期連結累計期間の営業利益、経常利益及び税金等調整前四半期純利益は、それぞれ3,163千円減少しております。</p> <p>なお、セグメント情報に与える影響は、当該箇所に記載しております。</p>

【簡便な会計処理】

	当第3四半期連結累計期間 (自 平成20年4月1日 至 平成20年12月31日)
たな卸資産の評価方法	<p>当第3四半期連結会計期間末のたな卸高の算出に関して、実地たな卸を省略し第2四半期連結会計期間末に係る実地たな卸高を基礎として合理的な方法により算定しております。</p>

【追加情報】

当第3四半期連結累計期間
(自 平成20年4月1日
至 平成20年12月31日)

(有形固定資産の耐用年数の変更)

当社及び国内連結子会社は、法人税法の改正を契機として、有形固定資産の利用状況を見直した結果、第1四半期連結会計期間より、その一部について、改正後の法人税法に基づく耐用年数を採用しております。

これにより、当第3四半期連結累計期間の営業利益、経常利益及び税金等調整前四半期純利益は、それぞれ13,283千円減少しております。

なお、セグメント情報に与える影響は、当該箇所に記載しております。

(役員退職慰労金制度の廃止)

当社は、従来、役員退職慰労金の支給に備えるため、内規に基づく期末要支給額を計上しておりましたが、平成20年3月19日開催の取締役会及び監査役会において、役員退職慰労金制度を廃止することを決議いたしました。また、平成20年6月19日開催の定時株主総会において、同総会終結時までの在任期間に対応する退職慰労金を各役員の退任時に支払うことが決議されました。

これにより、第1四半期連結会計期間において、「役員退職慰労引当金」を全額取崩し、打ち切り支給額を固定負債の「その他」に含めて表示しております。

なお、当第3四半期連結会計期間末の固定負債の「その他」に含まれる役員退職慰労金の未払金額は71,105千円であります。

【注記事項】

(四半期連結貸借対照表関係)

当第3四半期連結会計期間末 (平成20年12月31日)	前連結会計年度末 (平成20年3月31日)				
<p>※ 期末日満期手形</p> <p>四半期連結会計期間末日の満期手形の会計処理については、手形交換日をもって決済処理をしております。なお、当第3四半期連結会計期間末日が金融機関の休日であったため、次の満期手形が四半期連結会計期間末残高に含まれております。</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="padding-left: 20px;">受取手形</td> <td style="text-align: right;">61,449千円</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 20px;">支払手形</td> <td style="text-align: right;">119,110千円</td> </tr> </table>	受取手形	61,449千円	支払手形	119,110千円	—————
受取手形	61,449千円				
支払手形	119,110千円				

(四半期連結損益計算書関係)

当第3四半期連結累計期間 (自 平成20年4月1日 至 平成20年12月31日)								
<p>※ 販売費及び一般管理費のうち主要な費目及び金額は次のとおりであります。</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="padding-left: 20px;">給与手当</td> <td style="text-align: right;">1,723,089千円</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 20px;">賞与引当金繰入額</td> <td style="text-align: right;">90,607</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 20px;">役員賞与引当金繰入額</td> <td style="text-align: right;">57,000</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 20px;">退職給付引当金繰入額</td> <td style="text-align: right;">33,696</td> </tr> </table>	給与手当	1,723,089千円	賞与引当金繰入額	90,607	役員賞与引当金繰入額	57,000	退職給付引当金繰入額	33,696
給与手当	1,723,089千円							
賞与引当金繰入額	90,607							
役員賞与引当金繰入額	57,000							
退職給付引当金繰入額	33,696							

当第3四半期連結会計期間 (自 平成20年10月1日 至 平成20年12月31日)								
<p>※ 販売費及び一般管理費のうち主要な費目及び金額は次のとおりであります。</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="padding-left: 20px;">給与手当</td> <td style="text-align: right;">569,058千円</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 20px;">賞与引当金繰入額</td> <td style="text-align: right;">90,607</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 20px;">役員賞与引当金繰入額</td> <td style="text-align: right;">19,000</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 20px;">退職給付引当金繰入額</td> <td style="text-align: right;">9,569</td> </tr> </table>	給与手当	569,058千円	賞与引当金繰入額	90,607	役員賞与引当金繰入額	19,000	退職給付引当金繰入額	9,569
給与手当	569,058千円							
賞与引当金繰入額	90,607							
役員賞与引当金繰入額	19,000							
退職給付引当金繰入額	9,569							

(四半期連結キャッシュ・フロー計算書関係)

当第3四半期連結累計期間 (自 平成20年4月1日 至 平成20年12月31日)				
<p>※ 現金及び現金同等物の四半期末残高と四半期連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係 (平成20年12月31日現在) (千円)</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="padding-left: 20px;">現金及び預金勘定</td> <td style="text-align: right;">3,255,524</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 20px;">現金及び現金同等物</td> <td style="text-align: right;">3,255,524</td> </tr> </table>	現金及び預金勘定	3,255,524	現金及び現金同等物	3,255,524
現金及び預金勘定	3,255,524			
現金及び現金同等物	3,255,524			

(株主資本等関係)

当第3四半期連結会計期間末(平成20年12月31日)及び当第3四半期連結累計期間(自平成20年4月1日至平成20年12月31日)

1. 発行済株式の種類及び総数
普通株式 18,390千株
2. 自己株式の種類及び株式数
普通株式 2,763千株
3. 新株予約権等に関する事項
第1回乃至第8回新株予約権
新株予約権の目的となる株式の種類 普通株式
新株予約権の目的となる株式の数 1,764千株(当初行使価額907円における株式の数)
新株予約権の四半期連結会計期間末残高 3,360千円(親会社)
4. 配当に関する事項
配当金支払額

(決議)	株式の種類	配当金の総額 (千円)	1株当たり 配当額 (円)	基準日	効力発生日	配当の原資
平成20年6月19日 定時株主総会	普通株式	188,891	10	平成20年3月31日	平成20年6月20日	利益剰余金
平成20年11月10日 取締役会	普通株式	185,112	10	平成20年9月30日	平成20年12月8日	利益剰余金

5. 株主資本の金額の著しい変動

当社は、平成20年4月1日から平成20年12月31日において、平成20年3月19日開催の取締役会決議及び平成20年10月1日開催の取締役会決議に基づき、自己株式の取得を行い、自己株式が2,312,222千円増加しております。また、平成20年10月24日において、平成20年10月1日開催の取締役会決議に基づき、自己株式の消却を行い、自己株式及び利益剰余金が354,448千円減少しております。この結果、当第3四半期連結会計期間末において自己株式が1,958,727千円となっております。

(セグメント情報)

【事業の種類別セグメント情報】

当第3四半期連結会計期間(自平成20年10月1日至平成20年12月31日)

	自動車関連 部品事業 (千円)	情報・通信 関連部品事 業(千円)	その他関連 部品事業 (千円)	計 (千円)	消去又は全 社(千円)	連結 (千円)
売上高	8,318,559	308,367	279,432	8,906,359	—	8,906,359
営業損益	505,131	△15,076	39,764	529,819	(307,568)	222,250

当第3四半期連結累計期間(自平成20年4月1日至平成20年12月31日)

	自動車関連 部品事業 (千円)	情報・通信 関連部品事 業(千円)	その他関連 部品事業 (千円)	計 (千円)	消去又は全 社(千円)	連結 (千円)
売上高	27,614,155	1,243,202	909,221	29,766,579	—	29,766,579
営業利益	2,321,352	39,749	145,556	2,506,658	(917,402)	1,589,255

(注) 1. 事業区分の方法

事業は、製品・商品の系列及び市場の類似性を考慮して区分しております。

2. 各区分に属する主要な製品・商品

事業区分	主要製品・商品
自動車関連部品事業	エンジン関連部品、車体組立用締結部品等
情報・通信関連部品事業	携帯電話関連部品、ゲーム機関連部品
その他関連部品事業	OA関連部品、その他関連部品

3. 会計処理の方法の変更

(たな卸資産の評価基準及び評価方法の変更)

「四半期連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項等の変更」に記載のとおり、第1四半期連結会計期間より「棚卸資産の評価に関する会計基準」(企業会計基準第9号平成18年7月5日)を適用しております。この変更に伴い、従来の方によった場合に比べて、当第3四半期連結累計期間の営業利益は、自動車関連部品事業で17,798千円、情報・通信関連部品事業で507千円、その他関連部品事業で586千円それぞれ減少しております。

(「連結財務諸表作成における在外子会社の会計処理に関する当面の取扱い」の適用)

「四半期連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項等の変更」に記載のとおり、第1四半期連結会計期間より「連結財務諸表作成における在外子会社の会計処理に関する当面の取扱い」(実務対応報告第18号平成18年5月17日)を適用しております。この変更に伴い、従来の方によった場合に比べて、当第3四半期連結累計期間の営業利益は、自動車関連部品事業で3,163千円減少しております。

4. 追加情報

「追加情報」に記載のとおり、当社及び国内連結子会社は、法人税法の改正を契機として、有形固定資産の利用状況を見直した結果、第1四半期連結会計期間より、その一部について、改正後の法人税法に基づく耐用年数を採用しております。この変更に伴い、従来の方によった場合に比べて、当第3四半期連結累計期間の営業利益は、自動車関連部品事業で13,211千円、情報・通信関連部品事業で71千円それぞれ減少しております。

【所在地別セグメント情報】

当第3四半期連結会計期間（自 平成20年10月1日 至 平成20年12月31日）

	日本 (千円)	アメリカ (千円)	タイ (千円)	英国 (千円)	中国 (千円)	フィンランド (千円)	計 (千円)	消去又は全 社(千円)	連結 (千円)
売上高	6,443,833	2,027,255	886,840	494,073	530,390	28,714	10,411,108	(1,504,749)	8,906,359
営業損益	495,595	83,891	142,185	41,024	△17,654	3,767	748,809	(526,559)	222,250

当第3四半期連結累計期間（自 平成20年4月1日 至 平成20年12月31日）

	日本 (千円)	アメリカ (千円)	タイ (千円)	英国 (千円)	中国 (千円)	フィンランド (千円)	計 (千円)	消去又は全 社(千円)	連結 (千円)
売上高	22,262,633	6,412,660	2,729,598	1,556,874	1,724,626	83,059	34,769,452	(5,002,873)	29,766,579
営業損益	1,819,834	308,574	438,092	179,339	△30,176	9,823	2,725,488	(1,136,233)	1,589,255

(注) 1. 会計処理の方法の変更

(たな卸資産の評価基準及び評価方法の変更)

「四半期連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項等の変更」に記載のとおり、第1四半期連結会計期間より「棚卸資産の評価に関する会計基準」（企業会計基準第9号 平成18年7月5日）を適用しております。この変更に伴い、従来の方法によった場合に比べて、当第3四半期連結累計期間の営業利益は、日本で18,892千円減少しております。

(「連結財務諸表作成における在外子会社の会計処理に関する当面の取扱い」の適用)

「四半期連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項等の変更」に記載のとおり、第1四半期連結会計期間より「連結財務諸表作成における在外子会社の会計処理に関する当面の取扱い」（実務対応報告第18号 平成18年5月17日）を適用しております。この変更に伴い、従来の方法によった場合に比べて、当第3四半期連結累計期間の営業利益は、アメリカで3,163千円減少しております。

2. 追加情報

「追加情報」に記載のとおり、当社及び国内連結子会社は、法人税法の改正を契機として、有形固定資産の利用状況を見直した結果、第1四半期連結会計期間より、その一部について、改正後の法人税法に基づく耐用年数を採用しております。この変更に伴い、従来の方法によった場合に比べて、当第3四半期連結累計期間の営業利益が、日本で13,283千円減少しております。

【海外売上高】

当第3四半期連結会計期間（自 平成20年10月1日 至 平成20年12月31日）

	アメリカ	アジア	ヨーロッパ	計
I 海外売上高 (千円)	2,033,842	1,393,101	516,174	3,943,118
II 連結売上高 (千円)				8,906,359
III 連結売上高に占める海外売上高の割合 (%)	22.8	15.7	5.8	44.3

当第3四半期連結累計期間（自 平成20年4月1日 至 平成20年12月31日）

	アメリカ	アジア	ヨーロッパ	計
I 海外売上高 (千円)	6,422,718	4,335,355	1,691,700	12,449,774
II 連結売上高 (千円)				29,766,579
III 連結売上高に占める海外売上高の割合 (%)	21.6	14.5	5.7	41.8

- (注) 1. 国又は地域は地理的近接度により区分しております。
 2. 各区分に属する国又は地域の内訳は次のとおりであります。
 アジア………タイ、中国、マレーシア、ベトナム、インドネシア等
 ヨーロッパ………英国、フィンランド、ベルギー、スペイン、ハンガリー等
 3. 海外売上高は当社及び連結子会社の本邦以外の国又は地域における売上高であります。

(有価証券関係)

当第3四半期連結会計期間末（平成20年12月31日）

有価証券の四半期連結貸借対照表計上額その他の金額は、前連結会計年度の末日と比較して著しい変動がありません。

(デリバティブ取引関係)

当第3四半期連結会計期間末（平成20年12月31日）

デリバティブ取引の四半期連結会計期間末の契約額等は、前連結会計年度の末日と比較して著しい変動がありません。

(1 株当たり情報)

1. 1株当たり純資産額

当第3四半期連結会計期間末 (平成20年12月31日)		前連結会計年度末 (平成20年3月31日)	
1株当たり純資産額	942.26円	1株当たり純資産額	936.12円

2. 1株当たり四半期純利益金額

当第3四半期連結累計期間 (自平成20年4月1日 至平成20年12月31日)		当第3四半期連結会計期間 (自平成20年10月1日 至平成20年12月31日)	
1株当たり四半期純利益金額	44.05円	1株当たり四半期純利益金額	6.95円
なお、潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額については、希薄化効果を有している潜在株式が存在しないため記載しておりません。		なお、潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額については、希薄化効果を有している潜在株式が存在しないため記載しておりません。	

(注) 1株当たり四半期純利益金額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	当第3四半期連結累計期間 (自平成20年4月1日 至平成20年12月31日)	当第3四半期連結会計期間 (自平成20年10月1日 至平成20年12月31日)
四半期純利益 (千円)	780,509	109,851
普通株主に帰属しない金額 (千円)	—	—
普通株式に係る四半期純利益 (千円)	780,509	109,851
期中平均株式数 (株)	17,718,320	15,815,093
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額の算定に含めなかった潜在株式で、前連結会計年度末から重要な変動があったものの概要	第1回乃至第8回新株予約権。 なお、概要は「第4提出会社の状況、1株式等の状況、(2)新株予約権等の状況」に記載のとおりであります。	第1回乃至第8回新株予約権。 なお、概要は「第4提出会社の状況、1株式等の状況、(2)新株予約権等の状況」に記載のとおりであります。

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

(リース取引関係)

当第3四半期連結累計期間 (自平成20年4月1日 至平成20年12月31日)

所有権移転外ファイナンス・リース取引について、通常の賃貸借取引に係る方法に準じて処理を行っておりますが、四半期連結会計期間末におけるリース取引残高は前連結会計年度末に比べて著しい変動がありません。

2【その他】

平成20年11月10日開催の取締役会において、当期中間配当に関し、次のとおり決議いたしました。

(イ) 中間配当による配当金の総額……………185,112千円

(ロ) 1株当たりの金額……………10円00銭

(ハ) 支払請求の効力発生日及び支払開始日……………平成20年12月8日

(注) 平成20年9月30日現在の株主名簿及び実質株主名簿に記載又は記録された株主に対し、支払いを行っております。

第二部【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

独立監査人の四半期レビュー報告書

平成21年2月6日

株式会社オーハシテクニカ

取締役会 御中

監査法人 トーマツ

指定社員
業務執行社員 公認会計士 石橋 和男

指定社員
業務執行社員 公認会計士 齋藤 淳

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられている株式会社オーハシテクニカの平成20年4月1日から平成21年3月31日までの連結会計年度の第3四半期連結会計期間（平成20年10月1日から平成20年12月31日まで）及び第3四半期連結累計期間（平成20年4月1日から平成20年12月31日まで）に係る四半期連結財務諸表、すなわち、四半期連結貸借対照表、四半期連結損益計算書及び四半期連結キャッシュ・フロー計算書について四半期レビューを行った。この四半期連結財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から四半期連結財務諸表に対する結論を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。四半期レビューは、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続により行われており、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べ限定された手続により行われた。

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社オーハシテクニカ及び連結子会社の平成20年12月31日現在の財政状態、同日をもって終了する第3四半期連結会計期間及び第3四半期連結累計期間の経営成績並びに第3四半期連結累計期間のキャッシュ・フローの状況を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注) 1. 上記は、四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（四半期報告書提出会社）が別途保管しております。

2. 四半期連結財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれていません。